様式第3号（第3条関係）

保育の利用に関する委託契約書

　御杖村（以下、「甲」という。）と、　　　　　（以下、「乙」という。）とは、保育の利用の委託について、次のとおり契約を締結する。

（委託業務）

1. 甲は児童福祉法（以下、「法」という。）第24条第1項の規定により保育の利用を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（入所の承諾）

1. 甲が、保育の利用を委託する場合は、乙との間において、事前に入所についての協議を行い、入所の承諾を受けなければならない。

（保育の利用施設）

1. 保育の利用を行う施設は、乙が指定する保育所とする。

（委託期間）

1. 保育の利用の委託期間は、　　年　　月　　日から　　年　　月　　日までとする。

（委託料）

1. 甲は乙に対し、第1条の保育の利用に係る経費（保育単価）について、委託料として支払うものとする。

（委託料の請求及び支払）

1. 前条の委託料の請求及び支払期限は、甲、乙協議し決定するものとする。

　2　甲は、適法な支払の請求を受けたときは、その日から30日以内に委託料を乙に支払わなければならない。

（契約内容の変更）

1. この契約内容の変更をしようとするときは、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

（契約の解除）

1. 甲は、次の各号のいずれかに事情が生じたときは、この契約を解除することができる。
2. 乙がその責めに帰する理由により、この契約に違反したとき。
3. 乙が委託業務の実施が著しく不適当であると明らかに認められるとき。
4. 乙から契約解除の申し出があったとき。

　2　前項の規定により、この契約を解除しようとするときは、甲、乙協議のうえ、その解除の時期を決定するものとする。

（損害賠償）

1. 乙は、その責めに帰する理由により、委託業務の実施に際して甲又は第3者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（その他）

1. この契約に定めのない事項については、必要に応じ甲、乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙両者が記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

年　　月　　日

1. 奈良県宇陀郡御杖村大字菅野368番地

御杖村長